

蒲郡市児童育成支援拠点事業整備・運営業務公募型プロポーザル 実施要領

蒲郡市児童育成支援拠点事業整備・運営業務の内容及び同事業に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件並びに審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 目的

本事業は、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的に実施する。

第2 業務の概要

1 業務名

蒲郡市児童育成支援拠点事業整備・運営業務

2 業務内容

【別紙1】「業務内容仕様書」のとおり

3 履行期間

(1) 整備業務：契約締結日から令和8年2月28日まで

(2) 運営業務：令和8年3月1日から令和8年3月31日まで

※履行期間において、業務が適切に行われていると市が判断する場合は、令和8年度以降も当該運営業務を更新し、別途契約を締結することができる。ただし、蒲郡市における所要予算が成立しなかった場合は、この限りではない。

4 整備業務補助及び運営業務委託料上限額（消費税を含む）

(1) 整備業務補助：13,059千円

※「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」の算定基準等の規定により、補助するものとする。なお、令和7年度において、算定基準等が変更になる場合は、上限額が変更になる場合がある。

(2) 運営業務委託料：1,443千円

※「子ども・子育て支援交付金交付要綱」及び「愛知県地域子育て支援事

業費補助金交付要綱」の交付基準額等の規定により、運營業務委託料を算出するものとする。なお、令和7年度において、交付基準等が変更になる場合は、上限額が変更になる場合がある。

- 5 事業実施場所
蒲郡市内とする。

第3 担当部局

〒443-0036 蒲郡市浜町4番地

蒲郡市こども健康部 子育て支援課 こども家庭センター

電話 0533-66-1213

FAX 0533-56-2446

電子メール uminoko@city.gamagori.lg.jp

第4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

- 1 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人又は私立学校法第3条に規定する学校法人であること。
- 2 愛知県内の法人であること。
- 3 愛知県内において、児童福祉法第21条の9に規定する「子育て支援事業」のいずれかの事業実績が5年間以上あること。
- 4 令和7年4月1日現在、学齢期以降の児童や家庭への直接支援又はそれに類似する事業実績があること。
- 5 法人税、消費税及び地方消費税、県民税及び市町村民税を滞納していないこと。
- 6 児童福祉法第34条の15第3項第4号に該当していること。
- 7 法人及び役員が予算決算及び会計令第70条及び第71条に該当していないこと。
- 8 「蒲郡市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年4月1日付け蒲郡市長・蒲郡警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- 9 蒲郡市入札参加資格者名簿に登録されていること。なお、同資格者名簿に登録されていない場合は、速やかに登録の手続きを行うこと。
- 10 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開

始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。) でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

第5 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

提出書類については、全て原本を一部ずつ提出すること（決算書類等は写しに原本証明を行ったものでも可とする）。

ア 参加表明書（様式1）

イ 法人登記簿抄本（参加申込日前から3か月以内のもの）

ウ 法人の印鑑証明書

エ 法人税、消費税及び地方消費税納税証明書（税務署が発行するその3の3の証明書）

オ 法人事業税（特別税を含む）納税証明書（直前2年度分）

カ 決算書類（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）過去3期分）

キ 第4 参加資格要件3及び4に該当することがわかる書類

(2) 提出期限

令和7年4月14日（月）から令和7年4月25日（金）午後5時まで

(3) 提出場所

第3 担当部局と同じ。

(4) 提出方法

持参によること。（郵送、FAX又は電子メールでの提出は受け付けない。）

(5) 提出書類作成時の留意事項

ア 書類に虚偽の記載があった場合は、受付を取り消す。

イ 提出後の書類は返却しない。

ウ 参加申込みに際して取得する個人情報、本契約関係事務のために収集するものであり、事務の目的外の利用・保有については、蒲郡市個人情報保護条例により制限する。

2 参加表明に関する質問

参加表明書等の提出にあたり質問がある場合は、次に定めるところにより、質問すること。

(1) 質問の受付場所

第3 担当部局と同じ。

(2) 質問の受付期間

令和7年4月14日（月）から令和7年4月18日（金）まで
各日とも午前9時から午後5時まで

(3) 質問方法

担当部局に電話連絡の上、質問票（様式2）をFAX又は電子メールにより、提出すること。なお、送信後に受信確認のため電話連絡をすること。

(4) 回答の確認方法

令和7年4月21日（月）に蒲郡市公式ホームページ上に当該回答内容を掲載するので、質問の有無に関わらず確認のこと。

3 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び提案書提出の要請

第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和7年4月28日（月）に次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を通知する。併せて、参加資格要件を有する者に、提案書の提出を要請する。

ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 参加資格を有しないと認めた者は、その理由について、次のとおり書面（任意様式）により、市長に対し、説明を求めることができる。

ア 提出期間

令和7年4月30日（水）から令和7年5月1日（木）まで
各日とも午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

第3 担当部局と同じ。

ウ 提出方法

持参によること。（郵送、FAX又は電子メールは受け付けない。）

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、令和7年5月2日（金）までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

第6 提案書の作成及び提出

提案書の提出を要請された者（以下「提案者」という。）は、次に定めるところにより提案書を作成し、提出するものとする。

1 提出書の内容及び様式

提案書の作成に当たっては、【別紙2】「児童育成支援拠点事業整備・運営業務審査項目及び評価基準」及び【別紙3】「企画提案書の作成について」を参照し、次の書類を提出すること。なお、様式は任意様式とする。

(1) 企画提案書

(2) 事業実績書類

(ア) 愛知県内において、児童福祉法第21条の9に規定する「子育て支援事業」のいずれかの事業実績が5年間以上あることがわかる書類

(イ) 令和7年4月1日現在、学齢期以降の児童や家庭への直接支援又はそれに類似する事業実績があることがわかる書類

(3) 見積書

ア 整備業務

整備業務については、特定項目ごとの詳細を記載すること。

イ 運営業務

運営業務については、令和7年度及び令和8年度の2か年度分を記載すること

2 提出方法等

(1) 提出期限

令和7年5月8日（木）から令和7年5月19日（月）までの土曜日、日曜日を除く日

各日とも午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所

第3 担当部局と同じ。

(3) 提出方法

持参によること。（郵送、FAX又は電子メールは受け付けない。）

(4) 提出部数

8部（正本1部、副本7部）提出すること。提出書類には、インデックスを付けること。提案書は、A4用紙縦に綴じること。

3 提案書等の著作権等の取扱い

提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属するものとする。

- (1) 市は、プロポーザル方式の手續及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

- (2) 市は、提案者から提出された提案書等について、蒲郡市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

4 提案書作成に関する質問

提案書の作成にあたり質問がある場合は、次に定めるところにより質問すること。

(1) 質問の受付場所

第3 担当部局と同じ。

(2) 質問の受付期間

令和7年5月8日（木）から令和7年5月13日（火）までの土曜日・日曜日を除く日

各日とも午前9時から午後5時まで

(3) 質問方法

質問票（様式2）をファックス又は電子メールにより提出すること。なお、送信後に受信確認のため電話連絡をすること。

(4) 回答の確認方法

令和7年5月15日（木）に蒲郡市公式ホームページ上に当該回答内容を掲載するので、質問の有無に関わらず確認のこと。

第7 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- 1 参加資格要件を満たしていない場合
- 2 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 3 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- 4 最低買受価格を下回る提案をした場合
- 5 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第8 審査

1 選定委員会

提案書に係る審査については、「蒲郡市児童育成支援拠点事業整備・運営業務公募型プロポーザル選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）を設置する。

2 プレゼンテーション等の実施

選定委員会において、提案内容をより理解するため、提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。なお、提案者が5者以上の場合は、提案書の審査を事前に行い、選定委員会において選定された者につ

いてのみプレゼンテーションを行う。

(1) 実施方法

ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明20分、質疑20分の計40分とする。

イ 提案追加資料の配付は禁止するが、提出された提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。

ウ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて3名までとする

エ 欠席する場合は、提案書の審査、評価及び選定から除外する。

(2) 実施日及び場所

令和7年5月23日(金)

※時間等詳細については、別途通知する。

3 審査項目及び評価基準

提案書及びプレゼンテーション等により、【別紙2】蒲郡市児童育成支援拠点事業整備・運営業務 審査項目及び評価基準で示す、審査項目及び評価基準に基づき審査及び評価を行う。

4 受託候補者の選定方法

選定委員会において、3の審査及び評価を踏まえ、受託候補者の特定を行う。各委員の採点に基づき各提案者に順位をつけ、第1順位の最も多い提案者を受託候補者として特定する。ただし、第1順位の最も多い提案者が2者以上いるときは、選定委員会において、各委員の採点結果を踏まえた上で、合議により受託候補者を特定する。

なお、選定委員会の全員が満点の7割以上の点数を得られなかったときは、受託候補者を特定しない。

5 審査結果の通知

受託候補者を特定したときは、速やかに提案者に対し、次の事項を通知するものとする。

(1) 受託候補者名

(2) 受託候補者にあつては、今後の契約手続の旨

(3) 受託候補者とならなかった者にあつては、その理由

6 特定結果の公表

受託候補者と契約を締結したときは、次の事項を公表するものとする。

(1) 事業名

(2) 事業内容及び事業期間

(3) 受託者の名称及び所在地

(4) 所管課の名称及び所在地

第9 契約に関する基本事項

1 契約の締結

契約にあたっては、本市と受託候補者が当該業務について協議を行い、内容について合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。

2 契約保証金

蒲郡市契約規則第26条の規定による。

3 契約書作成の要否

要する。

4 支払条件

完了払いとする。

第10 その他

- 1 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 参加表明及び提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- 3 提出された書類は返還しない。

第11 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期限又は期日
参加表明書の提出	令和7年4月14日（月）から 令和7年4月25日（金）午後5時まで
提案書の提出	令和7年5月 8日（木）から 令和7年5月19日（月）午後5時まで
プレゼンテーション	令和7年5月23日（金）
提案書審査結果の通知	令和7年5月26日（月）
契約締結	令和7年5月30日（金）